

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	判断理由	判断理由	備考	参考情報
1	A201300149 平成25年5月12日(山形県) 平成25年5月27日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、販売店を通じて使用者から当該事業者の製品及び周辺が焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。消防の調査の結果、当該製品からの発煙のみであり、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 自宅内 ○事故原因についてはNITEで調査中。
2	A201300563 平成25年9月29日※(神奈川県) 平成25年11月25日 ※公表時の事故発生日は平成25年10月29日であるが、その後、9月29日であることが判明した。	テーブルタップ	(火災) 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、当該製品の製造又は輸入事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。	事業者が事故を認識したのは、平成25年11月19日	○使用場所 事務所内 ○故原因についてはNITEで調査中。